

(2) 制度分割時の資産分割

制度全体の資産を、次の①～③のいずれかの方法により分割する。

- ① 責任準備金(数理債務から特別掛金収入現価を控除した額)の比で按分する方法
- ② 最低積立基準額の比で按分する方法
- ③ 受給者等の額を先取りした上で、加入者について①又は②の方法で按分する方法

(3) 事業所脱退時の一括掛金

次の①～③のいずれかの方法により算出された額とする。

- ① 脱退時の特別掛金収入現価のうち脱退事業所に係る額とする方法
- ② 資産が最低積立基準額に不足する額のうち脱退事業所に係る額とする方法
- ③ ①又は②の額のうちいずれか高い額とする方法

(2) 制度分割時の資産分割

承継事業所償却積立金を除いた資産について、左記の①～③のいずれかの方法により分割し、承継事業所償却積立金を有する事業所に当該積立金の額を加算した額とする。

⇒ 編入事業所の編入時の不足は当該事業所の特別掛金としており、編入時の剰余は当該事業所の承継事業所償却積立金として分割する資産とは別の取扱いとしているため、制度全体で不足・剰余を把握している場合とは異なる。

(3) 事業所脱退時の一括掛金

左記の①～③のいずれかの方法により算出された額(②の資産から承継事業所償却積立金を除く)とし、脱退事業所が承継事業所償却積立金を有している場合は、上記算出された額から当該積立金の額を控除した額とする。

⇒ 編入事業所の編入時の不足は当該事業所の特別掛金として、編入時の剰余は当該事業所の承継事業所償却積立金としているため、制度全体で不足・剰余を把握している場合とは異なる。

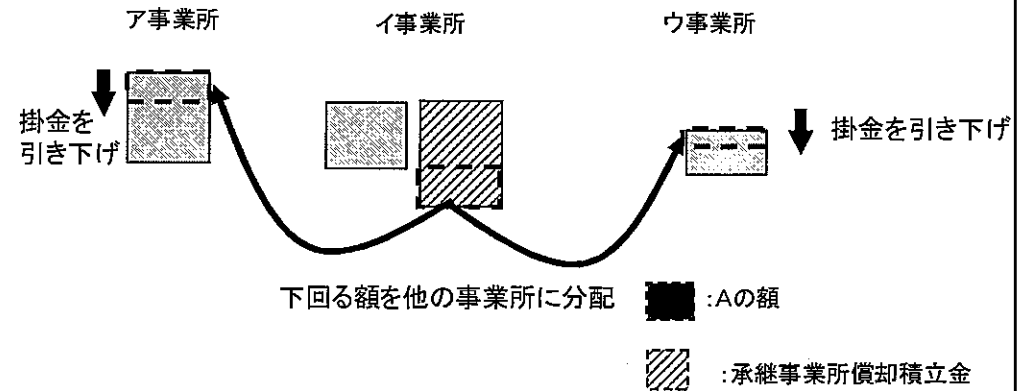
(4) 解散時の一括掛金

解散時における制度全体の資産が、制度全体の最低積立基準額に不足する額とする。

(4) 解散時の一括掛金

解散時における資産(承継事業所償却積立金を除く)が最低積立基準額に不足する額とし、各事業所は当該額を最低積立基準額比で按分した額(A)とする。

承継事業所償却積立金を有している事業所は、上記額Aから承継事業所償却積立金を控除した額とするが、当該額が零を下回る場合は、当該下回る額を他の事業所に分配し掛金を引き下げる。



3. 原則的取扱いと特例的扱いとの変更について

原則的取扱いと特例的扱いとの間で変更できる場合については、以下のとおりとする。

【資産を給付区分毎に区分して管理する特例】

原則的取扱い → 特例的扱い

- ① 企業年金の合併時
- ② 共通給付区分のみの企業年金において、帰属事業所のうちの一部が新たに退職給付制度を移行して新しい給付区分を設けたときその他資産を給付区分毎に区分して管理することが必要とされる場合

特例的扱い → 原則的取扱い

制度分割、事業所脱退の結果、同一給付区分の事業所のみとなった場合

【編入時の過去期間に係る剰余・不足を個別に把握する特例】

原則的取扱い → 特例的扱い

随時に変更可能。

特例的扱い → 原則的取扱い

認めない。